平成２０年（フ）第３５７２号
名古屋市中村区豊国通３丁目８番地の１　コーポＲ＆Ｋ２Ｄ、申立時の住所名古屋市中区千代田２丁目10番７号　プラザフェニックス鶴舞303号
破産者　林本　公敏
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２５号
名古屋市守山区深沢２丁目303番地、開始決定時の住所名古屋市守山区泉が丘401番地　ベルドミール吉根Ａ棟105号
破産者　黒川　　茂
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２９号
愛知県東海市加木屋町北鹿持29番地の19
破産者　近藤　　剛
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８９号
大阪市平野区加美南４丁目４番９―601号
破産者　錦城　克俊
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４３４号
福岡市東区高美台４丁目30番13号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎２丁目14番11号
破産者　倉岡　正純
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４号
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目６番10号
破産者　長尾　良一
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６０７号
埼玉県越谷市赤山町１丁目145番地６
破産者　望月　泉美
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第８０３号
新潟市北区太夫浜新町２丁目８番11号
破産者　多々良広和
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３２号
新潟市秋葉区北上１丁目24番29号
破産者　清水　禎史
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１号
新潟市北区木崎2060番地３
破産者　金子　智行
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７０号
新潟市江南区木津３丁目１番13号
破産者　永木美佳子
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７号
金沢市河原市町ハ94番地
破産者　山本　幸恵
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
熊本県熊本市長嶺東６丁目22番70号　ラウンドヒルズ長嶺壱番館103
破産者　緒方　泰子
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２８１号
秋田市広面字糠塚57番地５、前住所秋田市山王２丁目11番８号
破産者　金谷　　博
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８３号
秋田市広面字糠塚57番地５、前住所秋田市山王２丁目11番８号
破産者　金谷　順子
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３６号
秋田市外旭川字三千刈61番地11
破産者　仁部　範子
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３９４号
福島県伊達郡国見町大字森山字西国見１番地
破産者　佐藤　昭保
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第１７１号
福島市野田町７丁目６番10号
破産者　鈴木恵美子
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４号
福島市飯野町大久保字久保25番地の１
破産者　宍戸　恭一
１　決定年月日　平成21年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所